

令和8年度 全国中学校体育大会 第53回全日本中学校陸上競技選手権大会 災害等緊急対応要項

山口県実行委員会（陸上競技）

1 目 的

令和8年度全国中学校体育大会の開催時（陸上競技）において、自然災害・緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）が発生した場合の対応について万全を期すことを目的とする。

また、自然災害・緊急事態の発生に際しては、大会運営本部だけでは対応困難な状況も考えられる。関係者（主催者・山口県・山口市・実行委員会）が緊密な連携をとり、迅速且つ的確、適切に対応することを目的とする。

2 内 容

自然災害・緊急事態（重大事故・死亡事故、後遺症発生事故及び食中毒、感染症等）への対処対応。

3 方 法

- （1）自然災害・緊急事態発生の際は、山口県実行委員会事務局（又は山口県中学校体育連盟事務局）が連絡対応の窓口として対応する。（窓口の一本化）
- （2）山口県教育委員会は、学校安全・体育課が中枢となり、災害発生時への対応の指示指導をする。
- （3）山口県実行委員会事務局（山口県中学校体育連盟事務局）は、全国中学校体育大会の準備期間中に、（公財）日本中学校体育連盟本部及び諸関係機関と連携の体制作りをする。
- （4）山口県実行委員会事務局（山口県中学校体育連盟事務局）は、陸上競技実行委員会との確な連携体制を確立し、対応対応する。
- （5）関係諸機関との連携のもとに、報告・連絡・相談を基本に対応対応には万全を期する。
- （6）予知・回避（予防）・対応・再発防止等、危機管理について万全を期する。

4 具体的対応の在り方

- （1）緊急時連絡経路・担当者（別紙参照）
- （2）情報収集

緊急時には、どの内容においても的確な情報が必要である。山口県実行委員会は、迅速に正確な情報を収集把握し、関係諸団体に連絡し、対策本部を立ち上げ、具体的な対策を協議する。（発生現場からの一報を受けた山口県実行委員会（理事長対応）は、ただちに協議し、関係諸団体との連絡をとる。）

- （3）対策本部設置

山口県実行委員会会長が、山口県教育庁学校安全体育課及び山口市教育委員会と協議し、早急に対策本部を設置する。その際の非常参集要員は、別紙連絡経路にある関係諸団体及び緊急連絡窓口者、担当者とする。

【緊急対策本部】

- ・ 日本中体連 担当理事、競技部長
- ・ 競技団体 日本陸連派遣者、山口陸上競技協会担当者
- ・ 山口県中学校体育連盟 会長、理事長
- ・ 山口県実行委員会 専門委員長
- ・ 山口県教育委員会 山口県教育庁学校安全・体育課
- ・ 山口市教育委員会

- （4）報告事項

次の内容を別紙様式により報告する。

- ①発生状況（被害状況） ②発生日時 ③発生場所 ④対象者（人的・物的・気象状況）
- ⑤初期対応状況等 ⑥対策本部設置状況

(5) 報道対応

報道対応に関しては、窓口の一本化を図る。統括責任者は、山口県実行委員会長とする。

- ① 報道関係については、山口県実行委員会が対応する。（山口県教育委員会、山口市教育委員会と協議する）
- ② 山口県実行委員会は、山口県教育委員会・山口市教育委員会及び（公財）日本中体連本部にも報告・連絡し、指示・指導のもとに対応対応する。
- ③ 陸上競技実行委員会は、正確な情報の収集をし、参加各団体への情報提供を行い、混乱を招かない配慮をする。競技部長、関係競技団体へも併せて報告する。
- ④ 状況に応じ、的確な判断のもとに、対応対応の在り方を検討する。

(6) 発生状況別対応

① 自然災害

ア 大規模な災害（地震、台風等）に関しては、山口県災害対策本部と連絡を図り、緊急対策本部が関係機関との連絡をとりながら検討、対応する。

イ 通常の自然災害（台風等）に関しては、競技続行かどうか（中断、中止等）の判断は、（公財）日本中学校体育連盟・（公財）日本陸上競技連盟・山口県教育委員会・山口市教育委員会・山口県実行委員会が協議し決定する。原則として参加選手・役員等の安全が確保困難な状況の場合は、競技を中止する。

(a) 協議、決定者

- ・ （公財）日本中学校体育連盟 担当理事、競技部長
- ・ 陸上競技団体 日本陸連派遣者、会長、専務理事
- ・ 山口県実行委員会 会長、理事長

(b) 決定後の連絡

- ・ 山口県中学校体育連盟 会長、理事長
- ・ 山口県実行委員会 専門委員長
- ・ 旅行業者 担当者（宿泊先、宿泊輸送関係調整）
- ・ 競技会場 維新百年記念公園事務所

ウ 一般的な荒天（強風、大雨、雷等）に関しては、防災メール等で注意報等の発令情報を受信し、参加校への情報提供を行うとともに、ドアや窓の施錠や固定、その他安全上必要と思われる措置を行う。

エ 大会の開催についての補足

原則として、期日の延長はしないものとし、8月23日（日）には日程を終了する。

オ 競技日程及び競技の方法について

状況に応じて、競技日程を変更したり、競技を中止したりする場合がある。変更、中止内容の詳細については、山口県実行委員会にて決定する。

② 重大事故等

ア 緊急疾患障害等、特に心肺停止状況等に関しては、初期応急対応は事故発生現場で関係団体が行う。陸上競技本部の救護・医務係員は、医師及び看護師と共同して傷病者の応急処置にあたる。別紙「救護台帳（様式1）」に記録をとっておく。

傷病者の症状により医療機関への搬送が必要と認めた場合は、直ちに119番通報を行う。（AEDについては、設置を義務づける。）その際、競技会場担当医師は「受診依頼書（様式3）」に必要事項を記入し、傷病者（選手引率者）に診療依頼書を持参させる。なお、医務係は、傷病者の受診後の状況及び処置結果を陸上競技本部へ連絡する。

山口県実行委員会は、状況に応じて、警察等に緊急連絡を行うとともに、状況を正確に把握し、関係機関等に連絡、報告を行う。

イ 事故・事件による死亡、後遺症を伴う傷害については、警察等への緊急連絡とともに、山口県実行委員会から関係機関等への報告、連絡を速やかに行う。競技会場においては、放送等の指示により不必要な混乱を招かないように配慮し、安全を確保する。特に山口県教育委員会・山口市教育委員会には、詳細を確実に報告、連絡する。

③ 食中毒

食中毒発生の時間・場所によるが、保健所、医療機関と連絡を取り、指示・指導を受けて対応する。

ア 宿泊先

- ・ 宿舎が対応と緊急措置を行う。
(旅行者と連携して、食事メニューの保存・保健所等への連絡を行う。)
- ・ 山口県実行委員会は、正確な情報の収集とともに、参加団体への情報提供を行い、緊急時連絡経路に従い、速やかに報告・連絡を行う。
- ・ 報道関係については、山口県教育委員会・山口市教育委員会の指示・指導のもとに対応を検討し、進める。

イ 会場

- ・ 弁当、売店等に疑いのある場合は、旅行者、売店事業者、山口県実行委員会で対応を進める。医療機関への搬送等を優先する。朝食に原因が考えられる場合は、宿舎、旅行者と連絡を取り、対応を進める。他は上記に準ずる。

④ 感染症

ア 大会開催期間中に、感染の疑い、症状のある場合は、ただちに医療機関に搬送する。医療機関の指示・指導を受け、感染症拡大防止の対応をする。同宿舎内の選手等の状況の確認をする。陸上競技本部は、「②重大事故等への対応」に沿って対応するとともに、山口県実行委員会に報告連絡すると共に、医療機関・保健所等の指示・指導のもとに対応対応する。

イ 大会開催3ヶ月前から3週間前までに感染症の感染拡大により、新型インフルエンザ等特別置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合の中止等の判断は、全大会もしくは一部大会を問わず、(公財)日本中体連・(公財)日本陸上競技連盟・山口県教育委員会・山口市教育委員会・山口県実行委員会で協議後に、(公財)日本中学校体育連盟理事会を招集し、決定する。

ウ 3週間前から大会直前については、(公財)日本中体連会長(専務理事)・(公財)日本陸上競技連盟・山口県教育委員会・山口市教育委員会・山口県実行委員会で協議し、決定する。

エ 各都道府県選手団の参集が困難な場合(申し込み済み参加都道府県数の1/4以上)は、上記ウと同様に扱う。

オ 報道関係については上記に準ずる。

⑤ 熱中症

「全国中学校体育大会における危機管理・避難等について」の競技会場において、用意(準備)できると望ましい熱中症対策及び「熱中症対策のお願い」に準ずる。